

議案第2号説明資料

令和6年2月13日

大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2

総務課

# 大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、会計年度任用職員に対し勤勉手当が支給可能となったことから、令和5年12月に大磯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大磯町条例第24号）の一部を改正し、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとしました。

これに伴い、育児休業中の会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、規定の改正を行うものです。

## 2 改正内容

### (1) 育児休業中の勤勉手当支給に係る対象者の見直し

職員が育児休業を取得している場合、その職員に勤勉手当の支給に係る基準日以前6か月以内に勤務した期間があるときは、その期間に応じて勤勉手当を支給することとしています。

一方で、会計年度任用職員については、これまで勤勉手当の支給対象でなかったため、上記の規定の対象となる職員から除外していましたが、令和6年度から勤勉手当の支給を開始することに伴い、育児休業中の会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給するため、当該除外規定を削除する改正を行うものです。

支給対象者（改正前）	支給対象者（改正後）
育児休業をしている職員（会計年度任用職員を除く）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員	育児休業をしている職員（ <del>会計年度任用職員を除く</del> ）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員

### (2) 施行日

令和6年4月1日

大磯町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第6条 省略                      (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 大磯町職員の給与に関する条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>第8条～第26条 省略</p> <p><u>附 則</u>                      この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第6条 省略                      (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 大磯町職員の給与に関する条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>第8条～第26条 省略</p>